

[別紙]

人材紹介業務に対する報酬

依頼者は、株式会社文化コーポレーションが紹介した求職者を採用した場合には、そのサービスに対する報酬として、依頼者が採用した求職者に対して支払う「決定された理論年収額」或いは「派遣料金月額相当額」などを基にして下記のとおり支払う。(以下この報酬を「紹介手数料」という。)

記

1. 紹介手数料 (スタッフ〇〇 〇〇分) 円 (税別)

【根拠】1ヶ月分の派遣料金相当額として

@〇〇〇円×〇時間/日×〇〇日/月 = 円 (税別)

2. 支払日

求職者の入社日を請求日/月として、支払日はその日から翌月とする。

※令和〇〇年〇〇月にご請求(書)予定、令和〇〇年〇〇月末迄に振込とする。

3. 支払方法

次の口座への振込みによる一括払いとする。

宮崎太陽銀行 北支店 普通預金 No. ×××××××

宮崎銀行 本店 普通預金 No. ×××××××

高鍋信用金庫 宮崎北支店 普通預金 No. ×××××××

4. 紹介手数料の返戻

求職者が入社日より1ヶ月以内に自らの責めに帰すべき事由に基づき退職した場合には、株式会社文化コーポレーションは紹介手数料を50%返戻するものとする。